

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の認定自治体における登録免許税の軽減措置の延長		
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(国税 23) (登録免許税: 外)		
② 上記以外の税目		—			
3	要望区分等の別		【延長】 【単独】		
4	内容		《現行制度の概要》		
(1) 対象者					
創業支援等事業計画の認定を受けた市区町村において、特定創業支援等事業の支援を受けた事業を営んでいない個人及び創業後 5 年未満の者					
(2) 軽減措置					
① 事業を営んでいない個人が、株式会社、合同会社、合資会社、合名会社の設立に要する登録免許税の軽減措置 ② 創業後 5 年未満の創業者が株式会社、合同会社、合資会社、合名会社の設立に要する登録免許税の軽減措置					
		租税特別措置法第 80 条第 2 項	措置の内容	通常の税率・額	強化法の特例
		1 号	株式会社の設立	0.7%	0.35% (当該金額が 7.5 万円に満たない場合は 1 件につき 7.5 万円)
		2 号	合名会社 合資会社の設立	6 万円	3 万円
		3 号	合同会社の設立	0.7%	0.35% (当該金額が 3 万円に満たない場合は 1 件につき 3 万円)
		《要望の内容》 適用期限を 2 年間の延長し、令和 8 年 3 月 31 日までとする。			
		《関係条項》 租税特別措置法第 80 条第 2 項 租税特別措置法施行規則第 30 条の 2 第 4 項			
5	担当部局		中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課		

6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和 5 年 8 月 分析対象期間: 平成 30 年度～令和 5 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 26 年 1 月 20 日 創設 平成 28 年 4 月 1 日 拡充(地域の創業の好循環効果を生み出すという観点から、対象者に創業後5年未満の者を追加、合同会社、合資会社、合名会社の設立を追加) 平成 30 年 4 月 1 日 2 年間延長 令和 2 年 4 月 1 日 2 年間延長 令和 4 年 4 月 1 日 2 年間延長
8	適用又は延長期間		令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 日本の開業率は、令和元年度時点で 4.2%と、米国・英国の半分以下となっており、引き続き更なる創業の促進に向けた施策が必要である。特に地方の開業率は大都市圏と比較して低く、地域経済の活性化に繋がっていない。そのため、地域の需要を捉え、地域に密着した創業者を増やし、地域経済を活性化させていくことが重要である。 令和2年7月 17 日に閣議決定されている成長戦略フォローアップ 2020 では、開業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指すことが示されている。 《政策目的の根拠》 ○成長戦略フォローアップ 2020(令和 2 年 7 月 17 日閣議決定) 《KPI》開業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す ○産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号) (創業支援等事業の実施に関する指針) 第二百二十六条 経済産業大臣及び総務大臣は、創業支援等事業により創業を適切に支援し、及び創業に関する普及啓発を積極的に行い、中小企業の活力の再生に資するため、創業支援等事業の実施に関する指針(以下この条及び次条第四項第一号において「実施指針」という。)を定めるものとする。 ○創業支援等事業の実施に関する指針(平成二十六年総務省、経済産業省告示第一号) 一 目的 この指針は、産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号。以下「法」という。)第二百二十六条第一項の創業支援等事業の実施に関する指針を定めることにより、創業支援等事業の適切な実施を図り、もって地域の資源を活用した創業の促進及び創業に関する普及啓発を通じた創業機運の醸成に寄与することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 経営革新・創業促進

		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 開業率が米国・英国レベルの 10%台になることを目指す。 『成長戦略フォローアップ 2020』(令和 2 年 7 月 17 日閣議決定) 《KPI》開業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す ※なお、本目標は、本特例措置以外の予算措置、金融措置、税制措置等と一体となって達成するものである。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地域の創業を総合的に支援し、成長戦略でも掲げられている中長期的に開業率が英米並み(10%程度)にさせ、地域の雇用や社会を支える担い手が増加することにより、地域経済の活性化につなげていく。
10	有効性等	① 適用数	・実績 令和 2 年度 1,388 件 令和 3 年度 1,958 件 (出典:法務省資料 第3表 条項別 租税特別措置法による登録免許税の軽減件数及び納付額) 令和 4 年度 2,078 件 (出典:経済産業省調べ 法務省報告から算出 令和 5 年 7 月時点) ・将来の推計 令和 5 年度 2,531 件 令和 6 年度 3,085 件 令和 7 年度 3,761 件
		② 適用額	・実績 令和2年度 89.2 百万円 令和3年度 127.3 百万円 (出典:法務省資料 第3表 条項別 租税特別措置法による登録免許税の軽減件数及び納付額) 令和4年度 137.3 百万円 (出典:経済産業省調べ 法務省報告から算出 令和 5 年 7 月時点) ・将来の推計 令和 5 年度 168.2 百万円 令和 6 年度 206.1 百万円 令和 7 年度 252.6 百万円
		③ 減収額	・実績 令和2年度 89.2 百万円 令和3年度 127.3 百万円 (出典:法務省資料 第3表 条項別 租税特別措置法による登録免許税の軽減件数及び納付額) 令和4年度 137.3 百万円 (出典:経済産業省調べ 法務省報告から算出 令和 5 年 7 月時点) ・将来の推計 令和 5 年度 168.2 百万円 令和 6 年度 206.1 百万円 令和 7 年度 252.6 百万円

	④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 ・開業率 令和3年度 4.4% 令和2年度 5.1% 令和元年度 4.2% 平成30年度 4.4% 平成29年度 5.6% 平成28年度 5.6% 平成27年度 5.2% 平成26年度 4.9% 平成25年度 4.8% 平成24年度 4.6% 平成23年度 4.5% 平成22年度 4.5% 平成21年度 4.7% (出典:厚生労働省資料 雇用保険事業年報) ・開業率 令和2年 4.4% 令和元年 4.4% 平成30年 4.4% 平成29年 4.5% 平成28年 4.4% 平成27年 4.3% 平成26年 4.2% 平成25年 3.8% 平成24年 3.6% 平成23年 3.5% 平成22年 3.4% (出典:法務省資料 民事・訟務・人権統計年報 及び 国税庁資料 国税庁統計年報書) 我が国の開業率は米国・英国と比較すると半分程度にとどまっている中で、創業期における大きな課題として、資金調達が挙げられている。 一般的に、創業者は信用力も低く資金調達が困難なケースが多い。また我が国における創業手続きにかかるコストは他の先進国と比べて高いことから株式会社等設立時の登録免許税の軽減措置を講じることにより、創業期の資金調達コストを低減させるとともに、予算措置、金融措置等を合わせて講じること、他の先進国並みでの創業を可能とする環境を整備し、創業を促進する。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 我が国における創業手続きにかかるコストは他の先進国と比べて高いことから株式会社等設立時の登録免許税の軽減措置を講じることにより、創業期の資金調達コストを低減させる。
	⑤ 税収減を是認する理由等	当該税制措置により、創業数の一定の増加が見込まれる。これにより、地域経済の活性化、ひいては我が国の経済の活性化に繋がる。

11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、我が国における創業の拡大や事業成長を支援するために、産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画に位置づけている「特定創業支援等事業」の修了者を支援するものである。 本措置により、新たに事業を行う際に要する費用を軽減することで創業等を支援していくことは、我が国の産業の競争力強化のための特例措置として妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	創業関連等保証については、信用保証協会の保証をつけることにより金融機関からの資金の借入を支援するものである。また日本政策金融公庫が実施している新創業融資制度は無担保・無保証人で融資措置が受けられるものである。 本措置は、創業手続きにかかるコストの軽減を図るものであり、各支援施策を連携して実施することで創業促進を図る。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和3年8月